

太田市産地環境改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の農業協同組合及び家畜自衛防疫推進協議会（以下「組合等」という。）が実施する産地環境の改善に資する取組に要する経費の一部に対し、太田市産地環境改善事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第2条

1 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(財産の処分の制限)

第3条 補助金の交付を受けた組合等は、処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。）を経過しないうちに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた組合等は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付の決定を受けた組合等については、第3条及び第4条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費		補助率
区分	内容	
資材購入費	市内の農業協同組合が、農作業の省力化、環境負荷の軽減等を図るため、生産資材購買事業に基づき購入した生分解性マルチ等の当該購入に要する費用	補助対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
	組合等が、新技術、環境負荷の軽減に資する資材等の農業者への普及を目的として購入する生分解性マルチ等の当該購入に要する費用	
機械購入費	組合等が、農作業の省力化、環境負荷の軽減等を図ることを目的として購入する消毒同時全面マルチ被覆が可能な農業機械等の当該購入に要する費用	
借上料	(1) 組合等が、農作業の省力化、環境負荷の軽減等を図ることを目的とした農業機械等の普及促進のため、当該農業機械等を借り上げる場合の当該借上げに要する費用	
	(2) 組合等が、新技術、環境負荷の軽減に資する資材等の農業者への普及を目的として、その試験を行うために借り上げる試験圃場等の当該借上げに要する費用	
普及促進費	組合等が、先端技術を用いた農畜産物のPR及び農畜産物の品質の向上を目的に行う事業に要する費用	
研修費	組合等が、産地環境の改善に資する取組の	

	普及促進を図るため、先進的事業を行っている団体等の視察を行う場合の当該視察に要する費用
強化対策事業費	組合等が、生産組織の育成と生産技術の向上を図り、農業経営の安定と地域農業の発展に寄与することを目的に行う事業（事業費、会議費、需用費、研修費、その他市長が必要と認めるもの）に要する費用